

(2) 事業分野：開発途上国の経済社会開発支援



年間事業計画の狙い

本分野では、上記6つの課題に対応した業務を推進することで、国際経済社会の健全な発展のため、ODA 大綱等我が国政府の政策を踏まえ、開発途上国の持続的な経済成長への支援により、経済的自立に向けての所得水準と生活の質の向上、及び貧困人口割合の削減に貢献することを目指している。

事業環境

現在、世界の総人口の約 1/5 の人々が1日1ドル未満の貧困の下で生活していると推計されており(参考)、その約 2/3 はアジアに集中している。貧困削減は、重要な国際社会共通の課題となっている。こうした状況下、貧困の削減等に関する 2015 年までの達成目標を示すミレニアム開発目標(MDGs)が国際的にまとめられ、国際社会では、その実現に向けた取り組みが行われている。また、開発途上国の貧困問題が要因の一つと考えられる地域紛争やテロが国際社会の安定や平和に重大な影響を及ぼしているとの認識も高まっている。一方、経済成長を通じた貧困削減のメカニズムとその中で経済社会インフラの果たす役割が国際的に再認識されてきている。

我が国としても、国際経済社会の健全な発展のために、貧困問題の解決や平和構築に積極的に取り組んでいくことが重要となっており、2003 年 8 月に新たな政府開発援助大綱(「ODA 大綱」)を閣議決定し、我が国 ODA の目的を、国際社会の平和と発展に貢献し、これ

を通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること、と明記し、開発途上国の自助努力支援や「人間の安全保障」の視点などを基本方針として、貧困削減、持続的成長、地球規模の問題への取組、平和の構築を重点課題にあげている。

開発途上国の経済社会開発支援にあたっては、厳しい財政事情の中、新 ODA 大綱を踏まえ、現地機能の強化や各種機関等との連携をさらに進め、我が国の技術や知見を十分活用しつつ、一層効果的・効率的に業務を実施する必要がある。

評価のサマリーと今後の対応

「アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進(課題 1)」については、引き続きアジア各国を中心とした選択的な支援を行っており、適切な取り組みがなされている。今後、現地 ODA タスクフォースへのより積極的な参加や地域住民ニーズの把握を含む現地での取り組みを強化していく必要がある。

「貧困削減への対応強化(課題 2)」については、貧困対策案件の発掘・形成が進んでおり、適切な取り組みがなされている。貧困対策案件は、貧困層の参加促進を含め、案件形成に多くの時間と労力を必要とするものであり、現地でのきめ細かな対応を強化する必要がある。また、経済成長を目的とした経済・社会インフラを通じた貧困削減への貢献についても、引き続き、的確な把握に努め、貧困削減効果の大きい案件の形成を促進する必要がある。

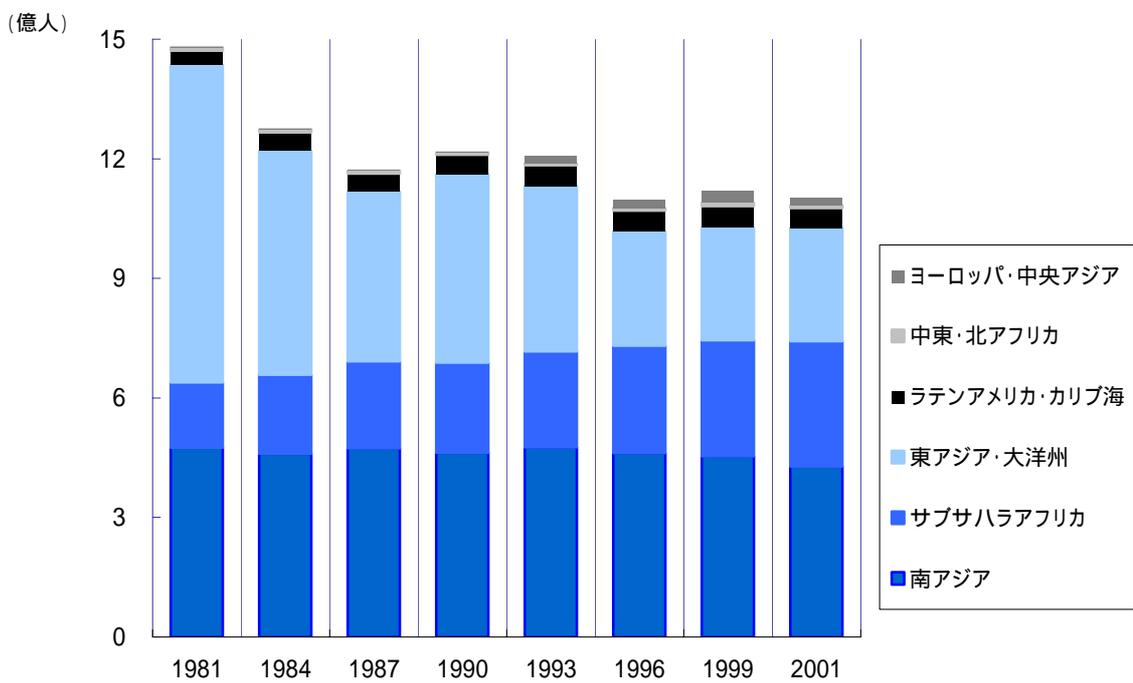
「民間経済活動を推進する支援(課題 3)」については、人材育成やIT化等の支援が進展しており、適切な取り組みがなされている。今後も借入国のニーズを踏まえ、中小企業育成、民活・民営化企業も含めたインフラ事業、地場銀行向け融資、人材育成、IT 化等民間部門育成に対する支援を行う必要がある。また、地方への産業の分散化を進めるための地方開発への支援については、我が国の自治体などの知見を活用した取り組みが必要である。

「知的協力の推進(課題 4)」については、開発政策の立案、案件形成から完成後の維持管理に至るまで様々な分野で知的協力を推進しており、適切な取り組みがなされている。引き続き、調査提言の効果をフォロー・アップする必要がある。

「国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進(課題 5)」については、案件の実施段階を含め、地方自治体、大学等との連携を活発化しており、概ね適切な取り組みがなされている。NGO や CBO との連携については、相互理解を一層深めるとともに、連携案件の拡大を図っていくことが必要である。また、地方公共団体との連携については、将来のより幅広い連携を可能とすべく、連携先の開拓等にも努める必要がある。

評価の充実などを含む「円借款業務の質の向上(課題 6)」については、適切な取り組みがなされている。評価については、引き続き国民によりわかりやすい公表や国際会議における積極的な情報発信等に努めることが重要である。

(参考) 1日1ドル未満で生活している人々



(出典:世界銀行 World Development Indicators 2004 より作成)

課題の評価

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-1) アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進	アジア地域を中心とした支援	円借款承諾案件のうち、アジア地域に対する本行支援案件の承諾額の割合(モニタリング指標)	83%	90%	96%		90%	
	各国の多様なニーズの適切な把握	開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った件数	74	79	108	91	172	93
	多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援	主要支援対象国の国毎の優先分野(注1)に対する円借款承諾額の割合	77%	92%	100%	100%	100%	100%
	地域住民のニーズの適切な把握	円借款承諾案件のうち、案件形成・実施段階において開発途上国の地域住民・住民組織(CBO)又は地域住民を代弁するNGOと直接対話する機会を有した承諾案件数の割合	7%	14%	22%	32%	8%	36%
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 評価 A </div>	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 2003年度のアジア地域への円借款承諾額は全体の90%を占めており、引き続き、アジア各国を中心とした選択的な支援を行っている。 国内外の専門家、日本大使館、JICA、国際機関等と連携し、各国の多様なニーズの適切な把握に努めている。特に、現地での取り組みを強化するため、現地 ODA タスクフォースに積極的に参加しており(2003年度には29カ国のタスクフォースに参加)、マクロ経済やセクター分析に対する本行の知見を提供するなど知的貢献を行っている。 各国で優先分野での案件発掘・形成を促進したことにより、主要支援対象国の国毎の優先分野に対する円借款承諾額の割合は、2002年度に引き続き100%を達成している。 アジアには開発途上地域の貧困層の約66%が集中しており、かかる状況を踏まえて、貧困層への直接的な支援とともに、電力・運輸等の経済社会インフラ整備による経済成長を通じた貧困削減の双方のアプローチを通じて、貧困削減に効果的に取り組んでいる。 CBO 又は NGO と直接対話を行った承諾案件の割合は、フィリピン等において計画されていた案件が承諾に至らなかった等の理由により計画を下回っているが、これらを補完する取り組みとして、インドの灌漑、植林案件等において、開発途上国政府自身による住民との協議を促進させることにより、政府・実施機関を通じた地域住民のニーズの適切な把握を行っている。また、フィリピン、中国等では、案件の実施段階において NGO 等と連携することで、地域住民のニーズ把握に努めている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「提案型・発掘型案件形成調査」(注2)も活用し、現地の情報に精通する NGO や国内の多様な専門家を通じた開発ニーズの把握を行っている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、開発ニーズを的確に把握し、迅速かつ効果的に対応するため、現地 ODA タスクフォースへのより積極的な参加や地域住民ニーズの把握を含む現地での取り組みを強化する必要がある。 <p>(注1) 優先分野とは、本行海外経済協力業務実施方針(2002年4月公表、詳細は本行ホームページ参照)における国別実施方針中の重点分野を指す。</p> <p>(注2) 「提案型・発掘型案件形成調査」:SAF 業務の1つ。提案型は、地方自治体、大学、NGO等の国内の団体より円借款事業に役立つ知見や情報の蓄積を得ることを目的に、発掘型は高度な専門性と知見を持つ国内の多様な専門家集団から案件形成につながる提案を得ることを目的に、2001年度より導入。</p>							

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
・・・外部環境の変化等により評価不能。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-2) 貧困削減への対応の強化	貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注))への支援	円借款承諾案件のうち、「貧困対策案件」に対する承諾案件数の割合	18%	12%	15%	12%	19%	23%
	評価 A	貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件数の割合	25%	29%	71%	71%	42%

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 「貧困対策案件」への支援の割合は、計画を上回っており、貧困削減への対応強化が進展している。この中で、モロッコや中国では、貧困率の高い地域に事業対象を集中させ、貧困地域に大きな効果が及ぶよう配慮するなどの工夫を行っている。
- ・ 貧困層が案件形成段階に参加した承諾案件については、例えば、フィリピンにおいて、女性を含む社会的弱者がサブプロジェクトの選定過程に優先的に参加できるよう配慮し、その意見を案件形成に反映するなどきめ細かな対応を行っている。指標の実績は中国の貧困地域での公衆衛生基盤強化事業(7案件)が、検査機材等の供与を内容としており、案件形成段階において貧困層が必ずしも参加する形のものでなかったことから、計画を下回ったが、過去3年の平均と同水準を達成している。
- ・ 案件の選定や優先順位付けを行うための指針とすべく、貧困削減への対応の強化に関する分野別業務実施方針を策定し、効果的な業務実施に取り組んでいる。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 貧困削減を直接の目的とした「貧困対策案件」に加えて、経済成長を促進する経済社会インフラ整備を通じた貧困削減に積極的に取り組んでいる。
- ・ 国際的にも「経済成長を通じた貧困削減」のメカニズムの効果が再認識されてきており、かかる観点から、本行は世界銀行、ADBと共同で「東アジアのインフラ整備」調査を実施中である。また、DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップでは、本行が中心的役割を果たし、経済インフラの貧困削減に果たす役割についての国際的な理解増進に貢献した。
- ・ テーマ別事後評価であるベトナム「北部交通インフラ事業インパクト評価」を実施し、交通インフラ整備と政府による政策改善が効果を発揮し貧困削減が促進されたことを定量的に分析・確認するなど、上記メカニズムの国際的な再認識に資する取り組みを行っている。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 貧困対策案件は貧困層の参加促進を含め、案件形成に多くの時間と労力を必要とするものであり、現地でのきめ細かな対応を強化する必要がある。また、経済成長を目的とした経済社会インフラ案件を通じた貧困削減への貢献についても、引き続き的確な把握に努め、貧困削減効果の大きい案件の形成を促進する必要がある。

(注)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいること観点より選んでいる。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-3) 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援 評価 A	開発途上国の民間活動の拡充に対する支援	開発途上国の中小企業・裾野産業を支援する承諾案件数	6	7	17	22	8	8
	民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援	円借款承諾案件のうち、人材育成案件の承諾案件数の割合	3%	12%	13%	17%	21%	9%
	開発途上国のIT化の促進に対する支援	開発途上国のIT化を支援する出融資保証承諾案件数の割合	8%	6%	9%	10%	12%	10%
	地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援	円借款承諾案件のうち、地方都市におけるインフラ整備に対する承諾案件数の割合(モニタリング指標)	24%	40%	70%		26%	

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 中小企業・裾野産業支援の承諾案件数については、借入国の経済金融情勢の変化や内談案件の消滅等により計画を下回った。実績としては、メキシコの開発銀行による中小企業支援プログラム向け支援(米州開発銀行との協調融資)や本邦企業の現地法人向けのツーステップローン等を実施している。
- ・ 人材育成については、WTO 加盟後の会計方針等市場ルールの遵守強化を目的として、中国内陸部の大学等の案件を支援しているほか、人材育成コンポーネントを含む円借款案件を 38 件承諾している。
- ・ IT化への支援については、マレーシアの情報通信案件等への支援を行っている。また、ITコンポーネントを含む円借款案件を 6 件承諾している。
- ・ 地方都市のインフラ整備への支援については、ベトナムの橋梁案件等があるが、指標の実績は過去の実績を下回った。しかしながら、一方で、地方の人材育成、公衆衛生等、間接的に地方への産業誘致を支援している。特に公衆衛生については、SARS 発生を踏まえ 10 件の公衆衛生基盤強化事業を支援している。
- ・ 案件の選定基準や優先順位付けを行う指針とすべく、人材育成、IT 化支援、地方開発支援の分野に係る円借款の分野別業務実施方針を策定し、効果的な業務実施に取り組んでいる。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 開発途上国における民間部門の事業環境整備の観点から、電力・通信・運輸等インフラ整備向けの支援や、電力セクターや製造業一般の投資環境・制度の改善にかかる政策提言等を行っている。
- ・ 人材育成の拡充への支援は、政府が中進国(注)に対する円借款供与対象として「人材育成」を加えたことに鑑み、中進国を含め案件の発掘・形成を進めている。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 今後も借入国のニーズを踏まえ、中小企業育成、インフラ事業、地場銀行向け融資、人材育成、IT 化等、民間部門育成に対する支援を実施する必要がある。その際、国際機関等を通じた支援や、公社・政府機関等に対する直接・間接の信用供与手段も活用していくことが重要である。
- ・ 地方開発への支援は、地方分権化の中で実施体制を確保することが課題であり、今後、我が国の自治体などの知見を活用した取り組みが必要である。

(注)中進国とは、世銀融資ガイドラインを適用した 2002 年度円借款標準条件において、2000 年時点の一人あたり GNI が 2,995 ドル超、5,225 ドル以下の国。2001 年 12 月の日本政府決定により、中進国に対する新たな円借款供与対象分野として、環境に加え人材育成、地震対策も含めることとなった。なお、2004 年 3 月には格差是正支援も加えられた。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-4) 知的協力の 推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 評価 A </div>	開発政策の立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力の推進	88	90	90	115	172	210
		問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化	3	10	5	7	7	8
		日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援の強化	12%	14%	4%	/	13%	/

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ SAF 等調査業務、セクター調査等を通じ、ガーナ公共財政管理、インド植林案件への組織形成・運営に関する提言を行うなどの知的協力を推進している。提言にあたっては、現地事情に精通する国内外の専門家、NGO、日本の知見・ノウハウを活用するため地方自治体、大学等と連携している。
- ・ 2003 年度の中国への円借款については、日本の地方公共団体、大学・研究機関、その他民間部門と連携し、これらの知見を活用しながら案件形成を行っており、知的協力を通じて資金協力の有効性を高めている。
- ・ ベトナムにおける「北部交通インフラ事業インパクト調査」等のフィードバックセミナーを実施したほか、全ての事後評価結果を開発途上国側に還元するなど、幅広い分野で経験・教訓の共有を行っている。
- ・ 本邦技術活用条件 (STEP) 制度を活用した円借款承諾案件の割合は過去 3 年間の平均を上回っている。STEP や SAF を通じて、日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援を行っている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 「ODA プロジェクト評価」「水資源」「公的資金協力」等多岐にわたるテーマによる本行主催セミナーを開催している。また、他機関主催セミナーへの講師派遣等を行っており、開発途上国の政府関係者等 352 人に対し研修を実施している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 知的協力については、引き続き、調査提言の効果をフォローアップする必要がある。

(注) 本指標に関するフィードバックセミナーは、事後評価に限る。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-5) 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 評価 B </div>	業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進	「提案型案件形成調査」等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成の件数(2000年度は制度がないため数値なし)	n.a	-	6	16	9	8
	現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO などの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進	NGO・CBO 等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款承諾案件数の割合	7%	12%	26%	22%	6%	39%
	都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験・知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進	地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件数	1	-	5	5	7	4
	我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進	技術協力、無償資金協力と連携した円借款承諾案件数の割合	25%	31%	22%	27%	24%	41%
	他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進	開発支援に関する国際的枠組み(PRSP、CDF)、又は国際機関との連携によるセクター会合における提言件数(注)	19	18	26	80	53	63

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- 「提案型案件形成調査」件数は、前年度実績を上回ったが、調査実施の 2004 年度以降への一部ずれ込み、相手国政府等の協議の過程で実現しなかった案件があったこと、また案件選定過程における質的観点からの審査をより強化したこと等から計画を下回った。
 - NGO・CBO 等が参加した円借款承諾案件の割合については、貧困国・低所得国において、NGO・CBO の直接的な参加による連携が馴染みにくい経済インフラ案件が増加したことなどから計画を下回った。指標の実績には計上していないが、フィリピン、中国等では、実施段階において NGO・CBO 等との連携を行っている。
 - NGO - JBIC 協議会等の開催や我が国地方自治体、大学等の学術研究機関、NGO、民間企業の参加による「国民参加型援助促進セミナー」のフィリピンでの開催等国民の経験や知見を反映し、より幅広い層の国民の参加を得るための取り組みを行っている。
 - 地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件の割合は、中国の人材育成案件等での連携強化などにより計画を上回っている。また、実施段階の取り組みとして、タイ産業村マネジメント支援において、日本の地域活性化事例である「道の駅」のノウハウ導入を図るべく、地方公共団体及び当該地域の住民との連携を行っており、新しい形の国民参加を実現。
- (参考)本行が取り組んだ「道の駅」については、世界銀行も注目するところとなり、共同セミナーを開催するなどの連携を行っている。
- 技術協力・無償と連携した円借款承諾案件の割合については、現地 ODA タスクフォース等を通じた連携に取り組んでいるが、結実までに一定の時間を要することなどから計画を下回った。また、実施及び完成後の各段階において、年次供与国を中心に JICA 専門家派遣、リハビリ無償、円借款案件向け研修等技術協力・無償との連携を行っている。
 - 開発支援に関する国際的枠組みにおける知的協力の推進に関する指標の実績は計画を下回ったが、本店ベースに加え、現地での他の援助機関等が参加する会合等において海外駐在員事務所からも積極的に提言を行っている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ドイツやフランスの二国間援助機関との業務協定に基づき、定期協議会やセミナーを実施している。
 - DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップでは、本行が中心的役割を果たし、経済インフラの貧困削減に果たす役割についての国際的理解増進に寄与した。
 - 日本の大学の知見・ノウハウを円借款業務に活用するため、大学との初めての協力協定を締結し、連携を強化している。これにより、両者の知識と実務の有機的な結合が期待される。
- (参考)上記協力協定締結後、大学との協力協定は 2004 年 8 月時点で 7 大学に拡大しており、本取り組みは先駆的なものであった。
- 国際的な潮流となっている援助手続き調和化については、世界銀行、ADB 等と連携し、ベトナム等で取り組んでいる。DAC 対日援助審査でもベトナムでの取り組みは高く評価された。

3. 課題への取り組み状況の評価

- 課題への概ね適切な取り組みがなされている。
- NGO や CBO との連携については、相互理解を一層深めるとともに、連携案件の拡大を図っていくことが必要である。また、地方公共団体との連携については、将来のより幅広い連携を可能とすべく、連携先の開拓等にも努める必要がある。

(注)2003 年度より駐在員事務所の活用を図るため、本店を通じた提言実施に加え、駐在員事務所による提言を加えている。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-6) 円借款業務の質の 向上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 評価 A </div>	債務状況を配慮した支援の推進	マクロ経済調査、債務負担能力調査の実施件数	4	5	16	27	39	16
		開発途上国向けの債務管理能力向上のためのセミナー・研修の実施国数	4	11	15	7	7	20
	評価の充実	全評価件数に対する第三者評価(第三者の意見を徴求した評価を含む)の実施割合	19%	79%	100%	100%	100%	100%
		事後評価の実施割合	85%	100%	100%	100%	100%	100%
		プログラムレベルの評価・テーマ別評価の件数	11	4	5	7	7	4
	途上国の研究機関、NGO、国際機関、大学関係者等との合同評価の件数	3	-	-	2	2	3	

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- マクロ経済調査等については、本行の外国政府等信用力評価の分析を活用しつつ、円借款の供与等に際し実施している。
- 債務管理能力向上のためのセミナー・研修については、JICA とも連携しながら実施している。
- 円借款案件の事後評価に関し、第三者評価を実施した割合は前年度に引き続き 100%を達成した。
- 事後評価については、全ての完成案件を対象に実施している。加えて、全ての承諾案件を対象に事前評価を実施している。
- 個別事業単位の効果に留まらず、貧困削減、環境、IT 等の分野においてテーマ別評価(プログラムレベル評価)を行うなど評価の充実に取り組んでいる。
- 開発途上国の研究機関、NGO、国際機関、大学関係者等との合同評価については、ADB 等との合同評価を実施している。
- 評価結果の業務へのフィードバック促進を目的として、外部有識者の参加による「円借款事後評価フィードバック委員会」を開催している。委員会の提言に基づき、実施機関から提出される完成報告書(PCR)のフォーム改善や実施機関との合同評価を実施している。
- JICA 連携 ODA プロジェクト評価セミナー等を通じ、開発途上国の評価能力の向上を支援している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- 海外経済協力業務実施方針の7つの重点分野に関する分野別業務実施方針を策定した。同方針・評価モニタリング委員会を開催し、モニタリングに留まらず、円借款業務の改善に向けた分析を行い、質を重視した案件形成・発掘に向けた中期的取り組みの促進等を行っている。
- イラク等における国際機関等との合同調査の実施、大学との協力協定締結による連携に取り組んでおり、円借款業務の質の向上に努めている。

3. 課題への取り組み状況の評価

- 課題への適切な取り組みがなされている。
- 評価について、引き続き、国民によりわかりやすい公表、国際会議における積極的な情報発信等、アカウンタビリティ向上に努め、円借款業務の質の向上に取り組むことが重要である。